

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成 20 年 12 月 26 日

東京都港区赤坂二丁目 9 番 11 号
ソニー銀行株式会社
代表取締役 石井 茂

中間貸借対照表（平成 20 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	7,980	預金	1,338,222
コールローン	325,765	コールマネー	10,000
有価証券	667,342	借入金	2,000
貸出金	400,053	外国為替	17
外国為替	5,271	その他負債	35,891
その他資産	12,836	未払法人税等	56
有形固定資産	553	リース債務	2
無形固定資産	1,938	その他の負債	35,833
繰延税金資産	1,758	賞与引当金	147
貸倒引当金	359	退職給付引当金	178
		役員退職慰労引当金	56
		負債の部 合計	1,386,514
		(純資産の部)	
		資本金	28,000
		資本剰余金	18,000
		資本準備金	18,000
		利益剰余金	7,244
		その他利益剰余金	7,244
		繰越利益剰余金	7,244
		株主資本 合計	53,244
		その他有価証券評価差額金	15,603
		繰延ヘッジ損益	1,014
		評価・換算差額等 合計	16,617
		純資産の部 合計	36,627
資産の部 合計	1,423,141	負債及び純資産の部 合計	1,423,141

中間損益計算書

平成 20 年 4 月 1 日から
平成 20 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,752
資金運用収益	10,671
(うち貸出金利息)	(4,303)
(うち有価証券利息配当金)	(4,852)
役務取引等収益	997
その他業務収益	6,022
(うち外国為替売買益)	(4,508)
その他経常収益	60
経常費用	16,136
資金調達費用	8,544
(うち預金利息)	(8,153)
役務取引等費用	897
その他業務費用	1,642
営業経費	4,921
その他経常費用	131
経常利益	1,616
税引前中間純利益	1,616
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	666
中間純利益	948

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(当社の建物は、建物附属設備のみであります。)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～18年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき、発生額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

1. (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。また、当該変更による影響は軽微であります。

表示方法の変更

1. (中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 3,000百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は78百万円、延滞債権額は494百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は219百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は792百万円であります。なお、上記2. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 10,264 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| コールマネー | 10,000 百万円 |
- 上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券37,761百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,001百万円、保証金は357百万円であります。
6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,055百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが11,055百万円あります。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 1,247 百万円
8. 1株当たりの純資産額 65,406 円 03 銭
9. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000 百万円であります。
10. 当社は平成20年10月24日の取締役会において株主割当増資を決議し、平成20年11月12日に払込が完了いたしました。その内容は次のとおりであります。
- | | |
|------------------|---------------------------------------------------|
| (1) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 60,000 株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき 100,000 円 |
| (3) 増加する資本金の額 | 払込金額の総額の2分の1に当たる 3,000 百万円を資本金とし、残額を資本準備金としております。 |
| (4) 資金の使途 | 自己資本の拡充を目的としております。 |
11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は8.88%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額105百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額1,715 円 30 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	19,912	20,183	270
社債	1,942	1,952	10
合計	21,854	22,136	281

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
債券	457,610	448,141	9,469
国債	233,533	224,972	8,560
社債	224,077	223,168	908
その他	199,246	192,346	6,900
外国債券	189,746	184,931	4,814
その他	9,500	7,415	2,085
合計	656,857	640,487	16,369

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. なお、上記の評価差額から、時価ヘッジに係る差額△756百万円、組込みデリバティブの区分処理に伴う振替額△9百万円を差し引いた額△15,603百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
子会社・子会社法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	3,000
その他有価証券 証券投資信託	2,000

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,316	百万円
その他有価証券評価差額金	6,350	
繰延ヘッジ損失	431	
その他	496	
繰延税金資産小計	8,595	
評価性引当額	6,804	
繰延税金資産合計	1,790	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益	31	
繰延税金負債合計	31	
繰延税金資産の純額	1,758	百万円

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成 20 年 12 月 26 日

東京都港区赤坂二丁目 9 番 11 号
ソニー銀行株式会社
代表取締役 石井 茂

中間連結貸借対照表（平成 20 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	8,353	預金	1,336,849
コールローン及び買入手形	325,765	コールマネー及び売渡手形	10,000
金銭の信託	1,723	借入金	2,000
有価証券	664,342	外国為替	17
貸出金	400,053	その他負債	37,321
外国為替	5,271	賞与引当金	156
その他資産	12,865	退職給付引当金	178
有形固定資産	575	役員退職慰労引当金	56
無形固定資産	2,295	特別法上の引当金	0
繰延税金資産	1,758	負債の部 合計	1,386,580
貸倒引当金	359	（純資産の部）	
		資本金	28,000
		資本剰余金	18,000
		利益剰余金	6,683
		株主資本 合計	52,683
		その他有価証券評価差額金	15,603
		繰延ヘッジ損益	1,014
		評価・換算差額等 合計	16,617
		純資産の部 合計	36,066
資産の部 合計	1,422,647	負債及び純資産の部 合計	1,422,647

中間連結損益計算書

平成 20 年 4 月 1 日から
平成 20 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,762
資金運用収益	10,672
(うち貸出金利息)	(4,303)
(うち有価証券利息配当金)	(4,852)
役務取引等収益	1,000
その他業務収益	6,022
(うち外国為替売買益)	(4,508)
その他経常収益	67
経常費用	16,361
資金調達費用	8,542
(うち預金利息)	(8,151)
役務取引等費用	918
その他業務費用	1,642
営業経費	5,126
その他経常費用	131
経常利益	1,401
税金等調整前中間純利益	1,401
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	666
中間純利益	732

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1社 ソニーバンク証券株式会社
非連結の子会社 該当事項はありません。
2. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項
連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 1社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 減価償却の方法

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法(当社及び連結される子会社の建物は、建物附属設備のみであります。)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～18年
動産	2年～20年

(4) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施して

おり、その査定結果により上記の引当を行っております。
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てることとしております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき発生額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、連結子会社が有価証券の売買等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

当社の金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(11) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、前連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。また、当該変更による損益への影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

11. 貸出金のうち、破綻先債権額は78百万円、延滞債権額は494百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
12. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は219百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
13. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は792百万円であります。なお、上記1. から3. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
14. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	10,264 百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	10,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券37,761百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,001百万円、保証金は357百万円であります。
15. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,055百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが11,055百万円あります。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,267 百万円
17. 1株当たりの純資産額 64,404 円 54 銭
18. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。
19. 当社は平成20年10月24日の取締役会において株主割当増資を決議し、平成20年11月12日に払込が完了いたしました。その内容は次のとおりであります。
 - (1) 発行する株式の種類及び数 普通株式 60,000 株
 - (2) 発行価額 1株につき100,000円
 - (3) 増加する資本金の額 払込金額の総額の2分の1に当たる3,000百万円を資本金とし、残額を資本準備金としております。
 - (4) 資金の用途 自己資本の拡充を目的としております。
10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は8.80%であります。

(中間連結損益計算書関係)

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額105百万円を含んでおります。
4. 1株当たり中間純利益金額1,325円47銭

(有価証券関係)

4. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	19,912	20,183	270
社債	1,942	1,952	10
合計	21,854	22,136	281

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

5. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
債券	457,610	448,141	9,469
国債	233,533	224,972	8,560
社債	224,077	223,168	908
その他	199,246	192,346	6,900
外国債券	189,746	184,931	4,814
その他	9,500	7,415	2,085
合計	656,857	640,487	16,369

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上した
ものであります。

2. なお、上記の評価差額から、時価ヘッジに係る差額△756百万円、組込みデリバティブの区分処理に伴う
振替額△9百万円を差し引いた額△15,603百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 証券投資信託	2,000

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,723	1,723	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したもの
であります。